

原則 6	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』 6. お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』 6. お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引損害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品の販売の属性に並び、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』 6. お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』にかかる成果指標 (KPI) ④【方針5】お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み ⑤【方針6】お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』 6. お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』にかかる成果指標 (KPI) ⑤【方針6】お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み
原則 7	【従業員に対する適切な働きかけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取引、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な働きかけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』 7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』にかかる成果指標 (KPI) ⑥【方針7】「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に照して実施する内容及び実施しない代わりに実施する代替案の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』 7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	近畿労働金庫の『お客さま本位の業務運営に関する取組み方針』にかかる成果指標 (KPI) ⑥【方針6】お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み ⑥【方針7】「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み
【照会先】					
部署 : 総合企画部(経営企画)					
連絡先 : 06-6449-0210					